

市・県民税、所得税の

申告は正しく

お早目に！

申告期限は
3月15日(月)



市・県民税と所得税で、申告会場が異なりますのでご注意ください。

平成十五年分の市・県民税、所得税の申告時期になりました。
申告期間は、二月十六日(月)から三月十五日(月)までです。申告期限間近になると、会場は大変混雑しますので、お早目に申告してください。
なお、所得税の確定申告をした人は、原則として市・県民税の申告をする必要はありません。

市・県民税

申告相談日程は

とき

二月十六日(月)～

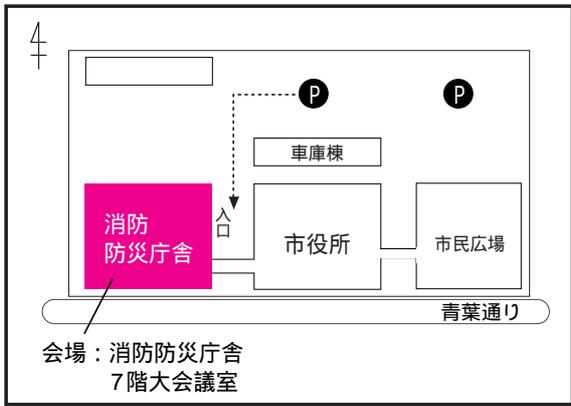
三月十五日(月)

九時～十七時

土・日曜日は除きます。

ところ

消防防災庁舎 七階大会議室



公民館での出張受付

とき	ところ
3月1日(月)	岩松公民館
3月2日(火)	富士公民館
3月3日(水)	大淵公民館
3月4日(木)	神戸公民館
3月5日(金)	天間公民館
3月8日(月)	鷹岡公民館
3月9日(火)	丘公民館

各会場とも9:00～16:00

とき	ところ
2月18日(水)	東公民館
2月19日(木)	吉永公民館
2月20日(金)	須津公民館
2月23日(月)	原田公民館
2月24日(火)	元吉原公民館
2月25日(水)	田子浦公民館
2月26日(木)	富士南公民館
2月27日(金)	富士駅南公民館

問い合わせ

市民税課

☎55-12734

🌐 <http://fujishi.jp/>

cityhall/zaisei-b/siminzei/

所得税 確定申告

確定申告書記載会場開設日程は

とき

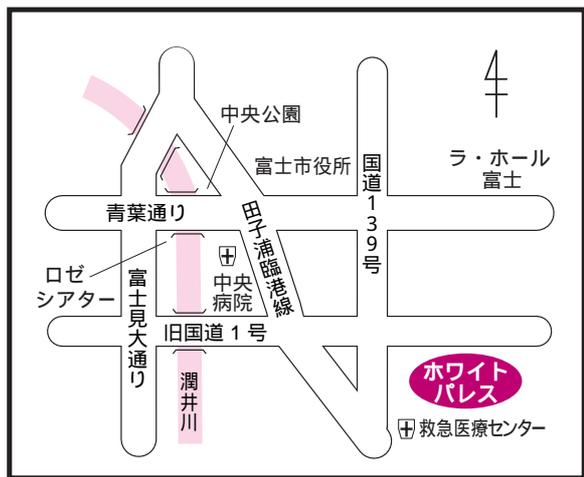
二月九日(月)～三月十五日(月)

九時～十二時、十三時～十七時

土・日曜日、祝日は除きます。混雑の状況により、早目に受付を終了する場合があります。この期間、市役所や富士税務署では申告相談を行っていますのでご注意ください。

とこ

ホワイトパレス 富士市農協会館



確定申告書記載会場での受付

確定申告書記載会場では、申告する皆さんが、自分で確定申告書や収支内訳書の作成ができるように、職員を配置し、指導できる体制を整えています。

また、確定申告書記載会場へ出かけるときは、前年の確定申告書・収支内訳書の控えなどを持参すると便利です。

郵送でも提出できます

確定申告書は

自分で書いてお早目に

申告書や収支内訳書を書くのは難しいと思う人も多いと思いますが、「所得税の確定申告の手引き」や「記載例」などを参考にしてみると、意外と簡単に作成できます。できるだけ自分で書いてみましょう。

確定申告書は、郵送での提出もできませんので、記載事項や添付する書類に誤りがないか確認の上、富士税務署までお早目にお送りください。

国税庁ホームページで

確定申告書を作成

国税庁ホームページ

「所得税の申告コーナー」では、

確定申告書を作成

できます。作成し

たものを印刷し、必要書類を添付

して提出できます。

簡単な計算機能もありますので、

ぜひご利用ください。

<http://www.nta.go.jp>



申告と納税は期限内に

平成十五年分の所得税及び贈与税の申告と納税の期限は三月十五日(月)、個人事業者の消費税及び地方消費税の申告と納税の期限は三月三十一日(水)です。

納税には、安全で便利な銀行などの口座振替による「振替納税制度」の利用をお勧めします。

問い合わせ

富士税務署

個人課税部門 ☎六〇一―二四六三

税務相談室 ☎六四―三三三〇

<http://www.nagoya.nta.go.jp/>
fuji/

郵送先

〒四一六一八六五〇
富士税務署

本市場二九七一



税に関する相談は、電話やFAX、インターネットで回答する「タックスアンサー」をご利用ください。

「タックスアンサーコード表」は税務署、市役所市民税課の窓口にあります。

☎054-252-4444

<http://www.taxanser.nta.go.jp>